

## 青森県総合計画審議会運営方針の一部改正について（案）

## 改正理由

次期青森県基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る調査審議に当たり、必要な改正を行う。

（参考）青森県総合計画審議会運営方針の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>青森県総合計画審議会運営方針</b></p> <p>「青森県基本計画未来を変える挑戦」（以下「基本計画」という。）第6章6（1）に掲げる政策点検及び提言、「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に掲げる各政策分野の数値目標等の検証（以下「政策点検等」という。）<u>並びに次期基本計画（以下「次期計画」という。）の策定</u>に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。</p> <p><b>（部会及び部会長の設置）</b></p> <p>第1 政策点検等<u>及び次期計画の策定</u>について、基本計画<u>及び次期計画</u>に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>青森県総合計画審議会運営方針</b></p> <p>「青森県基本計画未来を変える挑戦」（以下「基本計画」という。）第6章6（1）に掲げる政策点検及び提言並びに「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に掲げる各政策分野の数値目標等の検証（以下「政策点検等」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。</p> <p><b>（部会及び部会長の設置）</b></p> <p>第1 政策点検等について、基本計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p>

## （改正後の運営方針）

### 青森県総合計画審議会運営方針

「青森県基本計画未来を変える挑戦」（以下「基本計画」という。）第6章6（1）に掲げる政策点検及び提言、「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に掲げる各政策分野の数値目標等の検証（以下「政策点検等」という。）並びに次期基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。

#### （部会及び部会長の設置）

- 第1 政策点検等及び次期計画の策定について、基本計画及び次期計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。
- 2 部会に部会長を置く。
  - 3 部会長は、部会を総括する。
  - 4 部会の委員及び部会長は審議会会長が決定する。

#### （幹事会の設置）

- 第2 部会間の連携、調整を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、審議会会長、会長職務代理者及び部会長をもって組織する。
  - 3 幹事会の議長は、審議会会長をもって充てる。

#### （部会及び幹事会の庶務）

- 第3 部会及び幹事会の庶務は、青森県企画政策部企画調整課において処理する。

#### （その他の事項）

- 第4 この方針に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が別に定める。